（登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示の一部改正）

第二条　登録船舶職員養成施設の教育の内容の基準等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第百六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前

別表第一　学校等に係る修業期間等

区分	期間	入学資格
［略］	［略］	［略］
二十三　内燃機関六級海技士（機関）第二種養成施設	六日以上	総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する業務を五年以上行った履歴（船員法施行規則第七十七条の二の三第一項に基づく機関部航海当直部員として二年以上乗り組んだ履歴が含まれていること。）を有する者であり、かつ、必要履修科目に関する基礎的な知識について行う入学試験に合格した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者であること。
	三日以上	総トン数五トン以上の船舶に乗り組み、機関の運転に関する業務を十年以上行った履歴（船員法施行規則第七十七条の二の三第一項に基づく機関部航海当直部員として三年以上乗り組んだ履歴が含まれていること。）を有する者であり、かつ、必要履修科目に関する基礎的な知識について行う入学試験に合格した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められた者であること。

別表第二　必要履修科目並びに教育時間等の教育の内容及び教育の方法の基準

一　教育の内容の基準

［(一)～(三)　略］

(四)　六級海技士（航海）第一種養成施設及び六級海技士（航海）第二種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数		時間数	
		別表第一第十四号によるもの	別表第一第十四号の二によるもの	別表第一第二十二号のうち就業期間が六日以上であるもの	別表第一第二十二号のうち就業期間が三日以上であるもの
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

別表第一　学校等に係る修業期間等

区分	期間	入学資格
［同上］	［同上］	［同上］

［号を加える。］

別表第二　必要履修科目並びに教育時間等の教育の内容及び教育の方法の基準

一　教育の内容の基準

［(一)～(三)　同上］

(四)　六級海技士（航海）第一種養成施設及び六級海技士（航海）第二種養成施設の場合

必要履修科目	履修方法	単位数		時間数	
		別表第一第十四号によるもの	別表第一第十四号の二によるもの	別表第一第二十二号のうち就業期間が六日以上であるもの	別表第一第二十二号のうち就業期間が三日以上であるもの
［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］